



令和4年 (2022年) 8月12日(金)

No. 15714 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆ドイツにおける著作権法の歴史的展開：

公法学・文化政策の観点からの覚書…………… (1)

☆「特許行政年次報告書2022年版」について (9)

ドイツにおける著作権法の歴史的展開： 公法学・文化政策の観点からの覚書

新潟大学法学部

准教授 宮森 征司

1 はじめに

(1) 公法学者としての筆者の問題意識

著作権法学説によれば、著作権法は著作者の権利を保護することを一義的な役割とするものであり、法制度としての著作権法も私法に分類されている。しかしながら、著作権法の役割については、

わが国の著作権法1条(目的規定)が定めているように¹、文化の振興のための法でもあることについて、異論はないであろう。近時の文化政策ないし文化法学における学術業績としても、著作権法の文化政策上、特に文化振興の機能に着目した研究が数多く公にされている²。

上記と同様の観点から、前稿においては、筆者の専攻する行政法学の問題意識を活用しつつ、ド

京都ランチ (5名：うち弁理士3名)
神戸本部 (66名：うち弁理士26名)
上海瀚橋専利代理事務所 (12名：うち専利代理人6名)

創業 1926 年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

特許業務法人 有古特許事務所
ARCO PATENT & TRADEMARK ATTORNEYS

■URL:<http://www.arco.chuo.kobe.jp/> ■E-mail:office@arco.chuo.kobe.jp
 ■神戸本部 : 〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビル 5F TEL:078-855-5539
 ■京都ランチ : 〒604-8225 京都市中京区蛸薬山町 481 京染会館4階 TEL:075-213-5600
 ■上海瀚橋 : 郵編 200120 中国 上海市浦东新区東方路 69 号 21 階 2108 号室 TEL:+86-21-6415-8030
 ■顧問: 米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他 5 名